建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて

建設省厚契発第５４号

平成１０年１２月１０日 建設省技調発第２３６号

建設省営建発第６５号

（最終改正 平成２６年７月１１日）

建設大臣官房地方厚生課長 　　　　　　　　各地方建設局総務部長

建設大臣官房技術調査室長　　　　から 　　　　　　　　企画部長 あて

建設大臣官房官庁営繕部建築課長 　　　　　　　　　　　　　　営繕部長

国土交通省の発注に係る建設コンサルタント業務等(「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和45 年12 月10 日付け建設省厚第50 号。以下「選定要領」という。)第３各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)における共同設計方式の取扱いについては、左記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

１ 対象業務

次に掲げる方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。

（１）公募型プロポーザル方式(「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成６年６月２１日付け建設省厚発第２７０号、建設省技調発第１３６号、建設省営建発第２５号)の公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)

（２）簡易公募型プロポーザル方式(「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・ 特定手続について」(平成８年９月２６日付け建設省厚契発第３８号、建設省技調発第１６９号、建設省営建発第９２号)の簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)

（３）総合評価落札方式（「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成２０年１１月５日国官会第１３５４号、国地契第３８号）の総合評価落札方式をいう。以下同じ。）

２ 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

（１）組合せ

構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分(選定要領第３の業種区分をいう。)の有資格業者(選定要領第６第２号の規定により一般競争参加資格があると認定された者をいう。)の組合せとするものとする。したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

（２）業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

（３）構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務毎に、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。

（４）代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

３ 設計共同体協定書

設計共同体協定書は、別紙１のとおりとする。

４ 資格審査

（１）支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、手続開始の公示において、単体企業に加え設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。

（２）部局長は、（１）の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格認定の申請を行わせるものとする。

一 業務名、業務内容、履行期限

二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

三 設計共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件

四 認定資格の有効期間

五 その他部局長が必要と認める事項

（３）（２）の公示は、別紙２の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。

（４）部局長は、資格認定の申請をする者に対し、競争参加資格審査申請書(様式１)を提出させるものとする。

競争参加資格審査申請書には、設計共同体協定書を添付させるものとする。

（５）部局長は、申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格なものを資格があると認定し、それ以外のものを資格がないと認定する。

認定の結果については、競争参加資格認定通知書(様式２又は様式３)により通知するものとする。

（６）（５）による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

５ 一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書

一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

○○設計共同体

代表者　　　　　　　 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○　　 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○　　 印

６ 契約書

（１）契約書における受注者の表示

５に同じ。

（２）契約書における消費税及び地方消費税の額の表示

業務委託料欄の記載は、次のとおりとする。

一 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合

業務委託料○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円）

二 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合

業務委託料○○○円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料のうち課税

事業者の分担業務額に５／１０５を乗じて得た額である。

三 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合

業務委託料○○○円

（３）契約書中に特記すべき事項

設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。

一 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」

二 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」

７ 設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い

設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成10 年３月９日付け建設省厚契発第18 号、建設省技調発第63 号、建設省営計発第22 号）を準用する。

別紙１

○○設計共同体協定書

（目的）

第１条 当設計共同体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

一 ○○発注に係る○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。）

二 前号に附帯する業務

（名称）

第２条 当設計共同体は、○○設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、○○業務の委託契約の履行後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

（注） ○の部分には、例えば３と記入する。

２ ○○業務を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

（代表者の名称）

第６条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２ 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条 各構成員の○○業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○の○○業務 ○○株式会社

○○○の○○業務 ○○株式会社

２ 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条 共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会おいて、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条 構成員は、共同体が○○業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２ 前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第１８条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印